

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 昭和三十四年度第一次二等陸、海、空士の募集

保険医療機関の指定

保険医の登録

肥料検査成績の公表

牛の肝てつ検査及び駆除の実施

牛の結核及びブルセラ病の検査並びに肝てつ検査

豚コレラ予防注射

土地改良区設立認可(十一件)

土地改良区役員の退任

美容師実地習練指導者講習の所定単位の取得者

◇公告

告示

鳥取県告示第五十七号

昭和三十四年度第一次二等陸、海、空士の募集期間は、次のおりである。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

募集期間

昭和三十四年三月一日から昭和三十四年四月十五日ま

で

(注)

一 応募資格

昭和九年七月二日から昭和十六年七月一日までの間に生れた(昭和三十四年七月一日現在十八才以上二十五才未満)日本国籍を有する男子で、学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ、自衛隊法第三十八条の欠格条項に該当しない者

二 試験科目

中学校卒業程度の学力について行う筆記試験(国語(作文を含む)、数学、社会)、身体検査及び口述試

三 志願票提出先
 志願者の現住所の市町村役場

四 試験期間
 昭和三十四年四月二十六日から昭和三十四年五月十日までの間

なお、試験日時及び試験場については、後日別に告示する。

鳥取県告示第五十八号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十四年二月十七日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指定の記号	指 定 年 月 日	使用点数表
山本医院河原出張診療所	八頭郡河原町大字袋河原	八医 四二	昭和三十三年十二月一日	乙
隠仁堂医院	米子市灘町三丁目七二ノ四	米医 六五	十二月一日	乙
宮田 医院	尾高町一〇五	米医 六六	三十四年一月十日	乙
松田 医院	倉吉市宮川町一九〇	倉医 三八	一月十四日	乙

鳥取県告示第五十九号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。

氏 名	住 所	登 録 の 記 号	登 録 年 月 日	検査点数	
				うち不合格点数	検査回数
小野 訓 司	八頭郡郡家町麻生	鳥医 六八三	昭和三十三年十二月十日	二	〇

昭和三十四年二月十七日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条の規定に基づき、昭和三十三年十月、十一月及び十二月に実施した肥料検査の結果は、次のとおりである。

（十月分）

肥料の種類	保 証 票 添 付 者	検査回数	うち不合格点数
苦土熔りん	揖斐川電気工業株式会社	一	〇
第一種複合肥料	窒りん加肥料工業株式会社	二	〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	三	〇
	小諸産業株式会社	二	〇

蒸製骨粉 東洋棉花株式会社
魚かす粉末 倉谷常一

(十一月分)

尿素 協和酸酵工業株式会社

第一種複合肥料 鳥取県中央農業協同組合連合会

長瀬農業協同組合

小鴨農業協同組合

中山農業協同組合

栄農業協同組合

蒸製骨粉 東洋棉花株式会社

なたね油かす粉末 熊沢製油株式会社

棉実油かす粉末 吉原製油株式会社

(十二月分)

第一種複合肥料 窪りん加肥料工業株式会社

六	一	〇	〇
二	一	〇	〇
一	一	〇	〇
二	一	〇	〇
一	一	〇	〇
一	一	〇	〇
一	一	〇	〇
四	一	〇	〇

鳥取県告示第六十一号

次のように牛の肝てつ、検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ、予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三箇月以内、分べん前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
二月十七日	日野郡溝口町	栃原検査場
" 十八日	"	添谷
" 十九日	"	大内
" 二十三日	"	大原
" 二十五日	"	富江
" 二十七日	"	末永
三月 六日	"	福吉
" 七日	"	福船
" 九日	"	二上
" 十日	"	焼の
" 十一日	"	池間
"	"	池地
"	"	田原
"	"	上下郷
"	"	代原

鳥取県告示第六十三号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後四十日及びびぶん前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日 実施区域 実施場所

二月二十四日 西伯郡中山町旧逢坂地区 巡回注射

二十五日	名和町旧光徳地区
二十六日	旧名和地区
二十七日	旧御来屋地区
二十八日	旧庄内地区
三月二日	旧所子地区
	旧高麗地区
	旧淀江地区
	旧淀江地区
	旧大和地区

鳥取県告示第六十四号

昭和三十三年八月十日付で倉吉市尾田清水昭ほか十四名の者から申請のあつた尾田土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - (一) 土地改良事業計画書の写
 - (二) 定款の写
- 二 縦覧に供する期間 昭和三十四年二月十七日から同年三月八日までの二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所 倉吉市 倉吉市役所

鳥取県告示第六十五号

昭和三十三年十一月十五日付で西伯郡岸本町上細見井沢豊ほか十五名の者から申請のあつた上細見土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - (一) 土地改良事業計画書の写
 - (二) 定款の写
- 二 縦覧に供する期間 昭和三十四年二月十七日から同年三月八日までの二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所 西伯郡岸本町 岸本町役場

鳥取県告示第六十六号

昭和三十三年八月十日付で倉吉市東鴨山本甫ほか十五名の者から申請のあつた東鴨土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年二月十七日から同年三月八日までの二十

日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市 倉吉市役所

鳥取県告示第六十七号

昭和三十三年八月十日付で倉吉市福吉町長石乙吉ほか十四名の者から申請のあつた福吉土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年二月十七日から同年三月八日までの二十

日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市 倉吉市役所

鳥取県告示第六十八号

昭和三十三年八月十日付で倉吉市穴沢瀬尾一夫ほか十八名の者から申請のあつた穴沢土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

三 縦覧に供する期間

昭和三十四年二月十七日から同年三月八日までの二十

日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市 倉吉市役所

鳥取県告示第六十九号

昭和三十三年八月十一日付で倉吉市森中野栄ほか十五名の者から申請のあつた森土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年二月十七日から同年三月八日までの二十

日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市 倉吉市役所

鳥取県告示第七十号

昭和三十三年八月十一日付で倉吉市広瀬平岩富隆ほか十四名の者から申請のあつた広瀬土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年二月十七日から同年三月八日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市 倉吉市役所

鳥取県告示第七十一号

昭和三十三年八月二十六日付で鳥取市卯垣馬淵秋男ほか十四名の者から申請のあつた卯垣土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年二月十七日から同年三月八日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市 鳥取市役所

鳥取県告示第七十二号

昭和三十三年八月二十六日付で鳥取市布勢坂根米治ほか十四名の者から申請のあつた布勢桂見土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年二月十七日から同年三月八日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市 鳥取市役所

鳥取県告示第七十三号

昭和三十三年八月二十五日付で鳥取市伏野田中寿男ほか十四名の者から申請のあつた伏野土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年二月十七日から同年三月八日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市 鳥取市役所

鳥取県告示第七十四号

昭和三十三年八月三十日付で鳥取市晚稻太田豊三ほか四十七名の者から申請のあつた千代水土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年二月十七日から同年三月八日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市 鳥取市役所

鳥取県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、羽合土地改良区から次のように役員の変更の届出があつた。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

監事 加藤 義雄 東伯郡羽合町大字田後六八六

公 告

昭和三十四年一月二十七日（鳥取市）一月二十九日（倉吉市）及び二月三日（米子市）実施した美容師実地習練指導者講習を受講し所定の単位を取得した者は、次のとおりである。

昭和三十四年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

美容師実地習練指導者講習受講者名簿

（鳥取保健所管内）

番号	氏 名	摘要	番号	氏 名	摘要
一	中野 松元		五	赤松 清子	
二	大西 康子		六	牧浦美佐枝	
三	椋 則代子		七	中村 延子	
四	福田 吉子		八	巽 智恵子	

九	巽 美弥子	二七	鎌谷 しづ
一〇	山田千代江	二八	鎌谷しげ子
一一	山田まつゑ	二九	植田 宏子
一二	山田 芳江	三〇	中島 和子
一三	尾崎 玉野	三一	上山 満子
一四	森田 翠	三二	上山 友子
一五	川上 忍	三三	上山 愛子
一六	木島よし子	三四	奥村 もよ
一七	安本 正代	三五	佐藤 静江
一八	桶谷 澄恵	三六	西川富士江
一九	今田 文枝	三七	岡野 洋子
二〇	岡本 公恵	三八	杉本 晴美
二一	奥山美佐江	三九	永原くに江
二二	中島 節子	四〇	市原 周子
二三	山本 勝子	四一	安藤美智子
二四	石田恵美子	四二	川田かめ子
二五	浜野 敏子	四三	定久千鶴子
二六	渡瀬 一枝	四四	東嶋 好枝

四五	西山 花子	六三	吉田 亀代
四六	田河美智子	六四	吉田しづへ
四七	田中喜久江	六五	玉川 善伊
四八	太田美津恵	六六	太田十三江
四九	中村 みつ	六七	福田 克子
五〇	八島 一代	六八	中島 緑江
五一	横山 茂子	六九	高浜 朝江
五二	飼取 花子	七〇	中島かをる
五三	土谷 幸代	七一	永田美保野
五四	奥田百合子	七二	松本 久子
五五	江本 雅子	七三	田中 富江
五六	江本 まつ	七四	田中勢津子
五七	藤田 滯子	七五	森田 兼子
五八	山根 節子	七六	藤縄 政子
五九	山田富美江	七七	藤縄 花子
六〇	川口 弘子	七八	上原二三枝
六一	和田 悌子	七九	村上 笑子
六二	橋本 厚子	八〇	福田由紀恵

八一	北谷 民子	八七	福本 美子
八二	岡口 茂子	八八	楨村ます子
八三	上山富美子	八九	森 寿美江
八四	宮本 勝子	九〇	池井 嘉子
八五	山下 瞳	七一	牧浦 カメ
八六	小崎 博子		

(浜村保健所管内)

番号	氏名	摘要	番号	氏名	摘要
九二	白井 正美		一〇〇	角田八重子	
九三	福木 輝江		一〇一	角田 光枝	
九四	杵村 收		一〇二	坪内 綾子	
九五	久野 政子		一〇三	高橋よし子	
九六	平野ち多子		一〇四	酒田すみ江	
九七	江谷 玉恵		一〇五	猪上 益江	
九八	山根てる子		一〇六	中島 年江	
九九	三谷 翠				

(郡家保健所管内)

番号	氏名	摘要	番号	氏名	摘要
一〇七	三木 礼子		一一六	福本恵美子	
一〇八	小島きくの		一一七	久山 葛枝	
一〇九	森田千恵子		一一八	上坂つや子	
一一〇	吉田八重子		一一九	藤原利重子	
一一一	重森 洋子		一二〇	藤森 吉野	
一二二	垣田 夏代		一二一	小橋 春代	
一二三	片山 米子		一二二	松田 保子	
一二四	木島 うめ		一二三	片山 秀子	
一二五	倉本 松代		一二四	藤森千鶴子	
一二八	加藤きみ子				

(倉吉保健所管内)

番号	氏名	摘要	番号	氏名	摘要
一二五	福光ひさよ		一二九	奥田 文子	
一二六	中西 光子		一三〇	中野 章子	
一二七	鷺見 英子		一三一	足羽美和子	
一二八	加藤きみ子		一三二	三谷 絆子	
一七〇	谷 とよ子		一八八	野鳥 静子	
一七一	中村三参生		一八九	治郎丸幸子	
一七二	山方 初子		一九〇	中西 陽子	
一七三	小谷ちや子		一九一	山内美知子	
一七四	中村須磨子		一九二	谷口ハルノ	
一七五	山形 清子		一九三	谷口 茂雄	
一七六	福山 美鶴		一九四	前田 かつ	
一七七	山本ユタ子		一九五	西田しづゑ	
一七八	浜本 弘子		一九六	足立 幸	
一七九	山本 貞恵		一九七	米原 弘子	
一八〇	山本 りよ		一九八	佐々木澄子	
一八一	山本 和子		一九九	矢田 君子	
一八二	谷口千賀江		二〇〇	松原 京子	
一八三	宇那手貴代子		二〇一	河内千代子	
一八四	石井 久恵		二〇二	河内 和子	
一八五	大谷 康子		二〇三	矢吹 節枝	
一八六	武信八重子		二〇四	吉田とし子	
一八七	福井しずゑ		二〇五	黒氏 雅子	

一三三	新 幸代	一五一	松本 裕子
一三四	小原 芳子	一五二	木村真貴子
一三五	浜本 秀子	一五三	勝井富美代
一三六	河本 栄子	一五四	安本 麻子
一三七	山耕 秋子	一五五	蓑原きよ子
一三八	山城美代子	一五六	蓑原 蘭子
一三九	小坂 寿賀	一五七	浪花 静子
一四〇	山脇まち江	一五八	釜本 照子
一四一	山本 福子	一五九	山中 広枝
一四二	吉田百合子	一六〇	道祖尾静子
一四三	船越 富子	一六二	山本 幸子
一四四	大原 高江	一六三	応武須磨子
一四五	川口 厚子	一六四	山本すみ子
一四六	亀井 住栄	一六五	吉田 昌子
一四七	岡崎 政子	一六六	堀 登久美
一四八	岡崎 悦子	一六七	村山 明子
一四九	中井てる子	一六八	林 宗子
一五〇	山田 昌子	一六九	中村 幸代

一七〇	谷 とよ子	一八八	野鳥 静子
一七一	中村三参生	一八九	治郎丸幸子
一七二	山方 初子	一九〇	中西 陽子
一七三	小谷ちや子	一九一	山内美知子
一七四	中村須磨子	一九二	谷口ハルノ
一七五	山形 清子	一九三	谷口 茂雄
一七六	福山 美鶴	一九四	前田 かつ
一七七	山本ユタ子	一九五	西田しづゑ
一七八	浜本 弘子	一九六	足立 幸
一七九	山本 貞恵	一九七	米原 弘子
一八〇	山本 りよ	一九八	佐々木澄子
一八一	山本 和子	一九九	矢田 君子
一八二	谷口千賀江	二〇〇	松原 京子
一八三	宇那手貴代子	二〇一	河内千代子
一八四	石井 久恵	二〇二	河内 和子
一八五	大谷 康子	二〇三	矢吹 節枝
一八六	武信八重子	二〇四	吉田とし子
一八七	福井しずゑ	二〇五	黒氏 雅子

(根雨保健所管内)	
番号	氏名
三四〇	浅井 幸子
三四一	浅井智賀子
三四二	伊藤 晃代
三四三	山川 今代
三四四	米村 敬子
三四五	藤井 年子
三四六	佐々井艶子
三四七	来家 淳美
三四八	落合 久代
三四九	末本ふじゑ
三五〇	山崎 浜子
三六一	後藤 富子
三六二	藤島 歌子
三六三	渡辺 幸子
三六四	潮 かめ子
三六五	潮 万佐子
三六六	安田美津子
三六七	谷口 末子
三六八	岩崎みどり

三六九 金田 政子

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

印 発

鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町

印

刷

所 具